

令和6年度第1回伊勢原市国民健康保険運営協議会

令和6年9月2日

[事務局] 保険年金課

[開催日時] 令和6年9月2日(月)午後7時～午後8時30分

[開催場所] 伊勢原市役所3階 第3委員会室

[出席者]

(委員) 御領会長、大川副会長、齊藤委員、野地委員、高橋委員、山口委員、
宇賀神委員

(事務局) 高橋健康づくり担当部長、宮川保険年金課長、森国保係長、萩原主査

[公開可否] 公開

[傍聴人] なし

《協議会の経過》

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

(1) 伊勢原市国民健康保険の財政運営状況について

(2) その他

4 閉 会

【事務局】 ただいまより、令和6年度第1回伊勢原市国民健康保険運営協議会を開会します。

本日は、定数9名に対しまして出席者7名で過半数を超えておりますので、伊勢原市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定に基づき、本日の協議会が成立しておりますことを申し上げます。

開催に先立ちまして、説明事項が1点ございます。会議内容につきましては、原則公開となっております。会議の当日の傍聴人による傍聴や、会議録は市のホームページで公開の取扱いとなっておりますので、御理解いただきますよう、お願いいたします。

本日は、傍聴人はおられませんことを御報告申し上げます。

それでは、会長より御挨拶を頂戴したいと思います。

【会長】 本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

昨年度は高山市長から、国民健康保険税の税率等の見直しについて諮問を受けまして、皆様の御協力の下、3回にわたり議論を重ねていただきました。その際は、各委員の皆様から御意見をいただき大変感謝申し上げます。今年度におきましても、昨年度に引き続き、国民健康保険税の税率の見直しが本協議会における主要な議題となっております。本日は、事務局より国民健康保険の財政状況について御説明をいただき、委員の皆様のお忌憚のない御意見をいただきながら議事を進めてまいりたいと思っておりますので、御協力をお願い申し上げます。御挨拶にさせていただきます。

【事務局】 会議次第に沿って進めさせていただきますと思いますが、ここで資料

の確認をさせていただきたいと思います。

(資料確認)

【会長】 それでは、ただいまより本協議会の議事を進めてまいりたいと思います。今日は議題としましては、大きくは2つとなりますが、(1)番の財政運営状況についてということで、4つに分かれておりますので、1つずつ御説明をいただき、質疑応答というような形を予定しているかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

では事務局から、よろしく申し上げます。

【事務局】 まずお手元の資料1、「伊勢原市国民健康保険の財政運営状況」を御覧いただきたいと思っております。

まず項番の1「国民健康保険加入の状況」になります。こちら、令和6年8月1日現在の状況となります。

①の加入世帯数ですが、1万1,809世帯で、前年度と比べて、448世帯減少しています。②の加入者数につきましては1万7,172人で、前年度と比べて919人減少しています。③の加入者の年齢構成につきましては、ゼロ歳から64歳までの加入者は前年度と比べて708人減の9,546人。65歳から74歳の加入者は前年度と比べて211人減の7,626人で、加入者全体の44.4%を占めています。また、70歳以上の加入者は4,739人と全体の27.6%を占めており、高齢者の加入割合が高くなっています。④の資格取得喪失の状況ですが、ここ数年、資格の取得よりも資格の喪失の届出が多く、被保険者数が減少しております。主な減少の要因は、後期高齢者医療制度への移行になります。令和3年度以降、毎年、1,000人以上の方が後期高齢者医療制度に移行しており、今後も2年間は、団塊世代の方が毎年約1,000人以上、後期高齢者医療制度に移行すると推測しております。また、令和6年10月からは社会保険の加入要件拡大の影響もあり、社会保険の加入による喪失が増加することが予想されています。令和4年10月からは、101人以上の企業が社会保険の対象でしたけれども、令和6年10月からは51人以上となるので、今後、10月以降は社会保険の加入者が多くなって、国保の資格喪失が増えていくと予想されます。

以上が国民健康保険加入状況の説明となります。

【会長】 ありがとうございます。この数字に関しましては、これまでも報告をお聞きしているところですが、新しく入られました委員もいらっしゃいますので、全体的な御意見とか御質問がありましたらいただければと思います。もちろん、これまでの委員も引き続き、御指摘等いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

では、1番目は全体状況ですので、引き続き項番2に入っていきたいと思っております。

【事務局】 それでは、項番2、「財政状況」になります。

①令和5年度伊勢原市国民健康保険事業特別会計決算を御覧ください。歳入・歳出につきましては、予算項目ごとに、令和5年度決算見込み額、令和4年度決算額、前年度決算比較、主な増減理由等を記載しています。なお決算額につきましては、千円

単位で表示しています。

それでは表の左側、歳入から御説明させていただきます。まず国民健康保険税につきましては、前年度と比較して、1億3,168万1,000円の減少になります。主な減少要因といたしましては、やはり被保険者数の減少に伴う減となります。また収納率につきましては、現年度課税分では前年度から0.16ポイント増加の95.03%で、県内19市中4番目となっています。一方、滞納繰越分は0.55ポイント増加の21%でございました。

次に国県支出金につきましては、64億3,916万6,000円で、前年度と比較して3,457万8,000円の増加となります。主な増加要因といたしましては、保険給付費等交付金は、保険給付（療養給付費や高額療養費など）に必要な費用が県から交付されるもので、令和5年度は高額療養費が4,678万円増加しており、このことが主な要因となって、3,437万円の増となっております。

次に繰入金ですが、こちらは13億485万4,000円で、前年度と比較して1億5,706万円の増になります。主な増加の要因といたしましては、一般会計からの繰入金です。職員給与費等繰入金が1,034万円の増、その他繰入金が7,500万円の増になります。また基金からの繰入金は、取り崩し額の増により7,600万円の増になります。

続きまして、繰越金につきましては、1億4,332万1,000円で、前年度と比較して4,066万4,000円の減になります。こちらは令和4年度の決算剰余金の減によるものになります。

続きまして、その他収入につきましては、4,539万5,000円で、前年度と比較して51万7,000円の増になります。主な増額要因といたしましては、第三者納付金が599万8,000円の増、被保険者からの返納金が204万1,000円の増となった一方で、一般被保険者の延滞金が、滞納整理の進捗により、790万5,000円の減となったことによるものです。

歳入の合計は96億6,620万6,000円で、前年度と比較しまして、1,981万円の増となりました。

次に、歳出になります。まず初めに総務費ですが、こちらは職員給与費及び保険証更新、保険税の賦課事務費などの国保事務にかかる支出になりますが、1億6,185万4,000円で、前年度と比較しまして1,068万8,000円の増になります。主な増加の要因といたしましては、職員の配置替え等により、職員給与費が1,247万4,000円の増となったことによるものです。

次に、保険給付費につきましては、63億5,438万1,000円で、前年度と比較して3,872万1,000円の増となります。主な増額の要因といたしましては、先ほど歳入でも御説明をいたしましたが、高額療養費が4,677万9,000円の増となったことによるものです。なお保険給付費の内、出産育児一時金、葬祭費などを除く部分につきましては、県から保険給付費等交付金として、市に交付されます。

次に、国民健康保険事業費納付金につきましては、28億7,489万9,000円になります。この納付金は保険給付費等交付金などの財源となるもので、県が医療給付費等の見込みを立て、医療費水準や所得水準を考慮して、市町村ごとに決定、提示されるものです。

次に、保健事業費につきましては、9,298万7,000円で、前年度と比較しま

して535万4,000円の減となります。主な減少の内容といたしましては、やはり被保険者数の減少に伴う特定健康診査の受診者数の減少により、特定健康診査等事業費が394万5,000円の減となったことが大きな要因となっております。

次に、基金積立金につきましては、4,332万6,000円で、前年度と比較し1億1,066万7,000円の減となります。主な減少の要因といたしましては、令和5年度の決算余剰金の処分に伴う基金積立額の減となります。

次に、その他支出金につきましては、1,429万6,000円で、前年度と比較しまして52万3,000円の減となります。主な減少の要因といたしましては、保険税還付金の減によるものです。

歳出の合計は、95億4,174万3,000円で、前年度と比較いたしまして3,864万8,000円の増となります。

最後に令和5年度の収支の結果といたしましては、歳入合計の96億6,622万6,000円から歳出合計の95億4,174万3,000円を差し引いた1億2,448万3,000円の剰余金が生じております。

以上が、令和5年度伊勢原市国民健康保険事業特別会計の決算見込みの説明となります。

【会長】 ありがとうございます。それでは2番の特別会計決算状況に関しまして、御質問等ありましたらお願いしたいのですが。

【委員】 出産育児一時金補助金の歳入は、これは過剰に払ってしまったので戻ってきたお金なんですか。

【事務局】 出産育児一時金が42万円から50万円に増額されました。出産育児一時金の増額分は後期高齢者医療、要するに75歳以上の方が負担をすることになっていますが、それに伴う後期高齢者医療の保険料率の改定が間に合わなかったため、国保が先に後期高齢者支援金として多く支払っていたので、その分が戻ってきたものです。これは令和5年度限りという形になります。

【委員】 あくまでも出産育児一時金として余分に払ったのが戻ってきたということじゃないということですね。

【事務局】 そうですね。本来は後期高齢者医療が負担すべき部分について、国保が先に払っていた分が戻ってきたという形で、それは令和6年度については、後期高齢者医療が保険料率の改定をしておりますので、令和5年度の限りで、今年度はもうなくなります。

【会長】 では、ほかいかがでしょうか。

では、もしありましたら、また最後にでもまとめて出していただければと思いますので、3番目に移っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

【事務局】 それでは続きまして、資料の3ページ目、項番3になります。「令和6

年度伊勢原市国民健康保険事業特別会計の進捗状況」となります。

まず①の表は税率に関するもので、縦の列、課税区分が3区分に分かれています。上から医療分、後期高齢者支援金分、介護分と、それぞれ3つございます。右側の列につきましては、左側から所得割、資産割、均等割、平等割とあります。資産割につきましては平成30年度の税率改正の際に廃止していますので、現在は、所得割と均等割と平等割の3つを足したものが、1年間の税額となります。

また、令和6年度から、昨年度、本協議会で御審議いただき、答申をいただきましたとおり、税率の改定を行い、新しい税率となっています。

なお、課税の際は世帯単位となりますので、まず所得割と均等割は被保険者1人ごとに、平等割は1世帯で計算したものを合計し、納税義務者となる世帯主に課税されます。

次に、左側の課税区分の欄の上から1つ目と2つ目、医療分と後期高齢者支援金分につきましては、加入者全員に課税がされます。3つ目の介護分につきましては、こちらは40歳から64歳までの方、いわゆる介護保険法の第2号被保険者として課税がされます。

一番右側に課税限度額ありますが、所得の高い方の負担が過大にならないよう、また保険給付の受益に配慮いたしまして、年間の課税限度額が設けられております。

一番上の医療分につきましては65万円、これは左側の所得割と均等割、平等割を足して、どんなに高額になっても65万円を超えないということになります。後期高齢者支援金分については24万円、介護分については17万円となりますので、所得がとても多い方でも、最高106万円が上限となります。

②の国民健康保険税の収入状況につきましては、今年度の税額が最初に確定した7月末の本算定の状況です。現年度課税分の調定額は18億6,092万9,500円で、収入済み額は4億4,055万5,600円となります。収納率は、前年同期と比較しますと1.78ポイント減の23.67%となっております。

③は本算定時における調定額を基に算定した1人当たりの保険税額の状況になります。令和6年度から税率を改定していますので、医療分、後期高齢者支援金分、介護分の3つ区分全てで増額になっています。

続きまして、④の保険給付費等の支出状況ですが、直近の状況となります。3月から6月の診療分になります。まず合計欄を御覧ください。一般被保険者の療養給付費は前年同期と比較して減少となっております。

全体で7.34%減、金額では約1億3,872万3,000円減少しています。

その下の一般被保険者の高額療養費につきましても、保険給付費と同様に、前年同期と比較して約2,853万8,000円減少しています。

今年度の決算見込みといたしましては、令和5年度決算額と比較しますと、やはり被保険者数の減少により、減少すると見込んでおり、今のところ予算の範囲内で収まるのではないかと推測をしています。

⑤の特定健康診査・特定保健指導の状況、こちらは令和5年度の速報値になります。特定健康診査の受診率は、1.1ポイントの減、特定保健指導の実施率につきましては0.9ポイントの増となり、特定健康診査及び特定保健指導ともに令和5年度の県平均は上回る見込みとなります。

以上、令和5年度の進捗状況の説明となります。

【会長】 ありがとうございます。それでは3番目の税率等に関しまして、御質問等ありましたらいかがでしょうか。

今のところは予算内に収まりそうな数字だということですか。

【事務局】 医療費につきましては、今のところ予算内で収まるのではないかと予測しています。今後また、何か新たな感染症とか発生しなければ収まるのではないかと考えています。

【会長】 加入者の状況が、社会保険の適用拡大によって、少し人口構成が変わってきているというようなお話も出てきていると思いますが、その見通しも込みで、予算を組んでいるという理解でよろしいのですね。

【事務局】 そうですね。あとはプラスして、去年が、少し医療費が足らなくなりそうだとということもあって、もう少し加味して予算要求はしているので、今年度については、予算内で収まるのではないかと考えています。

【会長】 このような状況ですが、いかがでしょうか。

【委員】 今、ジェネリック医薬品が非常に少なくなっていて、薬代が高くかかってくるのではないかとということを聞きますが、医療費に影響はないですか。

【事務局】 保険者としましては、ジェネリック医薬品を推進しております。当然そこは、先生方ですとか御本人様の御判断もありますが、ジェネリック医薬品でということはお願ひして、それで医療費を抑えるようにはお願ひをしているところです。今は被保険者数が減少するというのが一番大きな要因になってくると思うので、医療費についても下がっていく、減っていくのではないかと考えています。

【委員】 分かりました。

【会長】 あと、今の御指摘に関しましていかがでしょうか。

【委員】 多分、今、ジェネリック医薬品が手に入らないものが結構多くなってしまっているということではあると思いますが、この10月からは、ジェネリック医薬品をできるだけ使ってもらい、先発医薬品をできるだけ使わないような制度ができています。先発医薬品をどうしても希望する場合には、その差額の一部を、利用者が一部払わなければならないので、余計使いにくい状況になってきています。だから、多分先生の言われるのは、ジェネリック医薬品の数が足りないものもあつたりして、そういう問題点だと思うので、実際にはジェネリック医薬品のほうに進んでいると思います。

【委員】 10月から選定療養制度という、差額ベッド等保険適用外の部分を自己負担で払っているのと同じようなイメージです。ジェネリック医薬品と先発医薬品の

差額分の25%、4分の1を保険外の適用にするという制度です。それでジェネリック医薬品の推進をするということなので、ある程度制限はかかると思いますが、今、ジェネリックの使用率は8割を超えていますので、残りの20%、多少は影響して医療費は少なくはなるとは思いますが、大きな期待は難しいのかなという感覚はあります。

複雑な計算なので、ただ差額の25%を計算するというわけではなくて、残りの75%分の負担割合とかの兼合いもあり、私たちがこのくらい変わりますというのが言えないような状態です。10月近くにならないと、患者さんにも説明が難しいような状況です。多少は減額になっていくのかと思います。

【委員】 医師によってジェネリック医薬品を禁止というか、駄目というのを出されているケースもあると思いますが、それも変わっていくということですか。

【委員】 そこはお医者さんの処方権の問題なので、それが、ジェネリックを使いたくないお医者さんで、処方もジェネリックに変更不可ということになっていると、患者さんの希望どおりにはいかないという面は残ると思います。

【委員】 その場合は、自己負担で支払わなければいけない形になりますか。

【委員】 この人にこの先発医薬品を使う理由づけ、裏づけをお医者さんのほうで、処方箋上に記載をして、この人は薬とこれが合わないからこれを使っているんだよというものがあつた場合は、保険適用になります。ですから、患者さんがジェネリック医薬品を希望する場合には、ある程度医師にも、その辺の負荷がかかってくると思われまふ。

【会長】 ありがとうございます。この点、ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。それでは次の4番に移りたいと思います。

【事務局】 項番4、「国民健康保険税改定の方向性」につきまして御説明します。

まず、国民健康保険制度は、被用者保険と比べ被保険者の年齢が高く、医療水準が高い一方で、退職者や失業者などの低所得者の加入割合が高いことから、財政基盤がぜい弱であるといった構造的な問題があります。

こうした財政上の問題の解決に向けて、平成30年度に国保制度改革が行われ、都道府県が国保財政の運営主体となり、市町村と共同で国保事業を運営することとなっています。

しかしながら、少子高齢化の進行、社会保険の適用拡大等に伴い、被保険者数は減少傾向になっています。また、被保険者の年齢が高いことや医療の高度化等により1人当たり医療費は高止まりの傾向にあることから、依然として厳しい財政状況が続いています。

本市では、令和6年度から本協議会の答申に基づき、保険税率の改定を行いました。が、附帯意見の中で、「国民健康保険税の引き上げ幅については、現下の物価高騰など社会情勢の影響により被保険者の家計への負担が増加している中で、単年度で急激な引上げを避け、市民生活への影響を少なくするよう配慮すべきである」、「今後の保険

税率の見直しは、毎年度検討するとともに、大幅な保険税負担にならないよう激変緩和措置を講ずることが望ましい」との御意見をいただきました。このことから、1人当たりの増加率が約9%となるよう税率改定を行いました。

しかしながら、令和6年度本算定では、当初予算と比較しまして約1,000万円の減収が見込まれています。また、令和6年度予算で基金のほとんどを取り崩すことや今後の国民健康保険事業費納付金の動向も不透明であります。こうした状況の中、被保険者にとって急激な引上げを避けるとともに、安定的な財政運営を図るため、昨年度に引き続き財源確保を目的とした「税率改定」を行いたいと考えています。

それでは資料の4ページ、項番4、「国民健康保険税の改定の方向性」を御覧ください。

まず(1)「被保険者数の推移」です。令和3年度以降の本算定時の人数を記載しています。こちら見ていただくと分かるように、毎年700人以上減少しており、特に令和5年度は、団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行をし始めたことから、令和5年度は1,104人減少しております。今後も短時間労働者の社会保険の適用拡大や、後期高齢者医療制度への移行などから、被保険者数の減少傾向は続くものと考えられます。

次に、(2)「国民健康保険税収入の推移」です。国保税は賦課する際の要素として、所得に応じて賦課する所得割、被保険者全員に定額で賦課する均等割、1世帯に対して定額で賦課する平等割、この3つを合算して国保税としておりますが、所得割につきましては、1人当たり所得が若干増加しているものの、令和5年度は被保険者数が大きく減少していることから、収入額が大きく減少しています。

令和6年度は、保険税率の改定を行ったことから保険税収は令和5年度に比べ、約8,100万円増加していますが、今後も被保険者は減少傾向にあることから、税率改定を行わない場合は、保険税収は減少します。

次に(3)「事業費納付金の推移」です。県内市町村が県に支払う事業費納付金は、県が支出する療養給付費等交付金、後期高齢者支援金、介護納付金の財源となるものです。

県が、各市町村の被保険者数、所得情報、医療費情報等を基に、県全体の金額を決定し、市町村ごとに按分した金額が神奈川県から示されます。事業費納付金の医療費分は、被保険者の医療費が減少すれば比例して減少、後期高齢者支援金分と介護納付金分も、本市の被保険者数が減少すれば比例して減少するという考え方もありますが、県におきましては、国からの交付金の精算ですとか、国単価の上昇の要因もあり、市町村の負担を抑えるため、県の基金を活用するなど毎年やり繰りをしており、結果的には、令和6年度は減少しております。

今後も被保険者数は減少傾向にあることから、事業費納付金も減少すると考えておりますが、保険給付費の動向によっては増加することも考えられるため、不透明なところがあります。

令和5年度までは、保険税収は、被保険者が減少、事業費納付金は増加という歳出超過の状況の中で、本市におきましては、財政調整基金と一般会計からの繰入金を活用して国民健康保険事業を運営してまいりました。

このような中、令和6年度は税率改定を行い、保険税収は約8,100万円増加しましたが、基金から2億円、法定外繰入金から3億4,200万円を活用する予算

となっています。

次に、(4)「基金の推移」です。表の3行目が各年度末の基金保有残額になります。令和4年度末は5億4,200万円でしたが、令和5年度は2億2,300万円、令和6年度予算では2億円を取り崩すことから、令和6年度末の基金の保有残額は約8,100万円となる見込みとなっております。

令和5年度に行った税率改定のシミュレーションでは、令和7年度におきましても歳出超過の見込みから、5,000万円を活用する必要があると考えられますので、そうしますと基金保有額は約3,100万円となってしまいます。

なお、神奈川県からは、市町村における財政調整基金の保有額については、年度間の保険税水準の大きな変動を防ぐため、あるいは保険税収納額リスクに備えるため、保険税調定額の約5%以上を推奨する方針が示されておりまして、本市の場合は、約9,200万円の確保が必要となります。

次に、(5)「基金等の活用」です。先ほど、収支不均衡による事業費の不足額については、国民健康保険財政調整基金と一般会計からの法定外繰入金を活用して補ってきたと御説明をしましたが、その内容となります。

まず、(a)集めるべき保険税額は、事業費歳出のうち、一般財源が必要な国保事業費納付金のほか、出産育児一時金、葬祭費、保健事業費等から、歳入の県支出金、これは、保険者努力支援金分、特別調整交付金、特定健康健診等負担金ですが、それを差し引いた金額になります。

(b)現年の課税額見込税額は、国保税の収入見込額になります。

(a)から(b)を差し引いた金額が事業費の不足額になり、この不足額を(c)法定外繰入金と、(d)基金活用額から財源不足を補っています。

令和7年度推計につきましては、国保事業費納付金は約4%減と見込み、保険税収は、令和6年度保険税率改定と同様に1人当たりの税額を約9%増と見込むと、事業費の不足額が4億1,143万円となります。この不足額を法定外繰入金3億4,200万円、こちら令和6年度と同額を繰入れ、基金を5,000万円活用することで、財源不足は生じないものとなります。

しかしながら、保険税率の急激な上昇を抑制するため基金を取り崩すということで、基金保有推奨額までは達しません。また、法定外繰入金につきましても、国からは削減するように求められております。

続きまして、(6)「令和6年県下19市一人あたり保険税(料)額(調定ベース)」、近隣市の状況になります。本市は、令和6年度につきましては増額の改定をしましたが、ほかの市町村も改定をしていることから、19市中、下から2番目となっております。

続きまして、(7)「税率改定の経過等」です。今年度は平均で、1人当たり保険税を9%の引上げを行いました。令和6年度は、綾瀬市以外の18市で値上げの改定を行っています。

また県内で税方式としている10市中、令和7年度に税率改定をする予定の市は、本市を含め5市、未定が3市、行わないが2市となります。いずれにしましても、国保財政は厳しいため、今年度につきましても税率改定を行いたいと考えています。

説明は以上になります。

【会長】 ありがとうございます。今後の見通しに関しまして、厳しい面もござい

ますが、御質問、御意見がありましたらお願いします。

基金の取崩しを5,000万円すると、残りが3,000万円となるのは令和7年度の見通しという理解でよろしいですか。それが県から推奨されている基金保有額9,200万円からすると少なくなってしまうと。

【事務局】　そうです。なおかつ、法定外繰入金ですが、令和5、6年度と同様、7年度も3億4,200万円を入れる予定になっています。こちらについても昨年度のシミュレーションでは、令和8年度から10%ずつ減らしていくことにはなっていますが、やはり国からは、削減はしていきなさいと言われてはいます。

【会長】　できれば早く削減しなさいということでしょうか。

【事務局】　そうです。ただ、令和7年度についてはこのまま、3億4,200万円を予算要求しようと考えていますが、市も財政状況が厳しいので、どこまでとおるかは分からないです。

あとは、先ほど会長が言われましたとおり、基金の保有額につきましては、約9,200万円はあったほうが良いと言われているので、6,000万円くらい減ってしまっていますので、厳しい財政状況です。

【副会長】　いずれにしても前年度、急激な税率上昇は避けるようにということで、令和6年度も、7年度に向かっての税率改正は当然していかないと考えています。ただ、市民の立場からすると、少なくとも前年度同率で、それ以上というのはやはり、相当反発が出てくるかなという感じがしています。比べて今年度のものが出ていますが、基金の不足、3,100万円しか残らないとすれば、5,800万円の取崩しを6年度も行う予定でいますので、単純に考えて、もっと税率を上げないと収支バランスが崩れてくると思いますが、担当としてはどういう見方をされていますか。

【事務局】　シミュレーションですと、法定外繰入金の3億4,200万円が確保できれば、9%の増加という形でいけるということです。令和8年度以降については、毎年検討を行うという形になっています。法定外繰入金についても、令和8年度からは10%ずつ減らしていき、令和18年度までにはこれをゼロにしていくというようなシミュレーションではありますが、7年度については、やはり今、副会長が言われたように、急激に上げることはできないので、一応今年と同じような形で、9%は最低でも上げないと考えています。

また、3億4,200万円の繰入金というのも、確約があるものではありません。これから予算要求していく中で、最終的に、どれくらい繰入れが可能かというところです。予算編成を今、行っている最中ですので、状況によっては、もう少し上げなくてはならないという話も議論の中では出てくる可能性はあると考えています。

【事務局】　昨年、令和18年までのシミュレーションを出ささせていただいています。国保の被保険者が減少し、法定外繰入れを10%ずつ減らしていき、最終的に令和18年度に県の完全統一、県のレベルで同じ税(料)率を目指すというものです。

実際に今、本市は税（料）率が低いために、今後段階的に税（料）率を上げる必要がありますが、市民の負担を考慮しますと毎年9%引き上げるといふもの。繰入金は、前年度と同じ3億4,200万円必要で、これを原資にすれば、9%で済みますというシミュレーションです。又、最終的に18年は県統一になるので、そこではもう法定外繰入れはゼロにしますよというシミュレーションをしたところでいくと、やはり順番にやっていかないと、この3年間はちょっときついかもしれないし、この9%ずつ上げるような状況が続くかもしれないけども、その後は安定的にできるんじゃないかというのを昨年ご提示いたしました。

今、お手元にその資料がないので、また今後、第2回にはそういったものもお示しをしながら、今年度、来年度、7年度も上げていかなくてはいけないというところをもう一度説明をしていきたいと思っています。

【事務局】 あとは事業費納付金がやはり予測しにくい、そこが一番大きなところになります。当然、被保険者数が減ると、事業費納付金も減っていくのではないかと考えています。事業費納付金で、大分変わってくるため、1月ぐらいになると、県から正式なものが示されますが、その前の11月に仮のものが来るので、それでもう1回シミュレーションを行います。正式にはまた1月に、確定値でもう一度シミュレーションしまして、御審議をいただきたいと考えています。

【会長】 いかがでしょう。よろしいでしょうか。

【委員】 (6)の1人当たりの保険税額、これで比較すると19市中18番で、税（料）率でやるとどうなりますか。税（料）率も同じように出ますか。保険料率でもこういう順位がありますか。

【事務局】 これは、調定額を被保険者数で割って、1人当たりというのを出しています。

税（料）率は市町村によって全部違います。横浜、川崎などの政令市は2方式といひまして、所得割と均等割しかない。これは関係ないですが、町ですとまだ資産割があるところもあって、一律ではありません。ですから、調定額というのを被保険者数で割った、単純に割ったものがこの金額にはなっていて、それで比較しています。

【委員】 神奈川県西部は収入が低いとよく言われていて、だから保険税収入も、額として少ないなんていう話を聞くことがあるんです。だから税（料）率で計算したほうがよく分かりやすいなんて、こんな見方もできるので質問しましたが、複雑だというのは承知しています。

【事務局】 ちなみに秦野市は、医療分の所得割は7.24%、均等割だとそれが2万5,100円、平等割が2万2,500円という形で本市よりも大分高くなっています。綾瀬市のように、所得割が5.95%、均等割が1万8,800円、平等割が1万9,200円と合計すると本市より安いところもあるので、そうするとやはり1人当たり、当然低くなるという形にはなってきたと思います。

【委員】 あとは基金が多かったりする市町村はまだ上げずに済んでいるということなんですか。

【事務局】 伊勢原市も結構基金があったので、税率改定を先延ばしにしていたというところがあります。

【事務局】 いろいろ要因はありますが、基本的には基金の取崩しができていたという部分と、やはり保険税率が低い水準にある。本市もそうですが、そういった傾向が見られる市町村としては、繰入金が多い。やはり一般会計から繰り入れて、その分、税率を上げるのを抑えているところがあります。ただ、そこをもう繰入金を減らしていかないといけないので、やはり上げざるを得ないというところで、ここに書いてある、(6)の低い水準の1人当たり保険税(料)、やはり5位以内ぐらい、それが適正なのかなみたいなのところも実はあるので、本来はこういったところを目指していくというところが現実的なのではと思っています。

【会長】 今年と来年と続けて税率を上げていくということですので、来年上げたときに、この順位はどのくらいになるかという見通しはつきますか。ほかの自治体がどう出てくるかは分からないと思いますが。

【事務局】 予定ですが、上げていくところもあれば、据置きのところもあります。また、2年間上げないということを見越して6年度は上げているようなところもありますので、なかなかそこは分からないですが、そういった近隣の状況は随時把握していこうと思います。しかし、年明け、納付金が出てきて、固まってくるのは2月、3月という最後の最後になってしまうと思うので、ここだけは何ともいえないところがあります。

【事務局】 昨年、同じように県下19市一人あたり保険税(料)額を出しいて、本市やはりこの時点では、上げる前も、多分16、17位ぐらいにいたんです。それで税率改定して上げると何位くらいになるのといったら、7番目か8番目くらいになりますという説明をしていたかと思います。結果開いてみたら、ほかの市町村も上げていたので18位と下がっちゃったような状況です。逆に言うと、もっとほかのところが税(料)率を上げた分、本市は上がらなかったというような状況もあるかもしれないです。

【会長】 ありがとうございます。それでは、この議論は来年以降となりますか。

【事務局】 県より事業費納付金が出た段階で、また担当にてシミュレーションを行いまして、情報提供させていただき、委員の皆さんから御意見をいただきたいと思っています。

【会長】 引き続きよろしくお願ひしたいと思っています。

それでは次第の3番の(2)に移らせていただきたいと思います。

【事務局】 それでは資料2。第2回以降の運営協議会の予定となります。昨年度に引き続きまして、税率改定を検討していくため、年間では5回の開催を予定しています。第2回から第5回の候補日については、あくまで現時点の予定となります。

まず第2回になります。こちらについては11月中旬から下旬に開催させていただきたいと思っております。これにつきましては、ちょうど予算編成を行っている時期になりまして、先ほどの県から提示される事業費納付金、こちらの提示がちょうど同じくらいの時期なので、これに従った試算はできない状況ではありますが、予算ベースで一旦試算をします。恐らく、先ほどの説明でもありました、事業費がどうしても不足していくという状況には変わりはないだろうというところで、一旦、令和7年度の予算ベースで試算をした内容で御説明したいと思っております。ここでまた税率改定に向けての諮問をさせていただきます。

あと、議題としてはもう一点、伊勢原市で毎年行っている保健事業について、今年度の取組等を御報告させていただきたいと思っております。

続きまして第3回、12月下旬を予定しております。この第3回で、ようやく県から事業費納付金の提示、これあくまで仮係数ですが、提示されました事業費納付金を考慮した保険税率の試算というのを御提示したいと思っております。

第4回は、年明け1月下旬を予定しております。1月上旬に県で事業費納付金が確定し提示されますので、これではほぼ令和7年度の見込みというものが立ってきます。この確定した事業費納付金を基に、税率をここで試算、ないし決めていくといったこととなります。ここで答申案等の検討も始めたいと思っております。

最後、第5回目。第4回で、基本的には税率の方向性、具体的な率も含めて決めていく形になりますので、それを受けまして第5回、こちらは令和7年3月下旬を予定しております。3月議会で承認可決がありますので、また改定した税率についての最終的な御報告をさせていただきます。またそれを踏まえた財政状況といったものを御報告していく予定です。

では、その他資料については以上になります。

【会長】 以上で全ての議事が終わりましたので、これで事務局に議事をお返ししたいと思います。ではよろしく願いいたします。

【事務局】 では、以上で第1回の国民健康保険運営協議会を終了したいと思います。会長、ありがとうございました。

本日の会議録につきましては、作成の後、あらかじめ会長の承認を得た上で、委員の皆様には郵送させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして第1回国民健康保険運営協議会を終了いたします。本日は大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

— 了 —